

平成 30 年度 第 2 回倉吉市国民健康保険運営協議会（概要）

日時：平成 31 年 2 月 7 日（木）

午後 1 時 30 分から午後 2 時 20 分まで

場所：倉吉市役所 議会会議室（本庁舎 3 階）

【出席者】

- ・委員 中川 純一、北村 祐子、廣谷 静枝、池谷 知恵、野儀 厚志
松田 隆、野田 博司、福嶋 寛子、森本 英嗣、小谷 弓子
小谷 秀昭、柴田 耕志、笠見 猛、山田 隼人（14名）
- ・市長 石田耕太郎
- ・事務局 健康福祉部長 東本 和也、保険年金課長 石賀 武志
保健センター所長 竹中 啓子
保険年金課 矢城 宏朗、宍戸 聡史、福田 祐史、山中 容子
- ・傍聴者 なし
(欠席委員：河野 正人、稲田 千明)

【日程 1 開会】

【日程 2 市長あいさつ】（挨拶後に市長退席）

事務局

- ・委員の半数以上の出席。国民健康保険条例の施行規則第 2 条の規定に基づき、本日の会議は成立（委員14名出席）。
- ・国保条例施行規則に基づき、会長が議長を務めることになっているため、笠見会長に進行をお願いする。

【日程 3 会長あいさつ】

議長

- ・今日は次年度の事業計画等、皆さんにご審議いただく。
- ・データヘルス計画を受け取ったが、実に見応えがある、多くの人に見ていただきたい内容になっている。この活用についても皆さんからご意見を出していただければと思う。

【日程 4 議事録署名委員の決定】

議長

- ・国保条例施行規則により、議事録署名委員は議長が指名することとなっている。
- ・議事録署名委員は池谷委員と森本委員をお願いする。

【日程 5 審議事項】

事務局

(1) 平成31年度国保事業について

- ・平成31年度倉吉市国民健康保険事業運営に関する事業計画（案）について説明。
- ・第 1 期倉吉市国民健康保険データヘルス計画（案）について説明。

(質疑)

- ・事業計画 P13 平成 29 年度の特定保健指導が低くなっているが、どうしてか。

事務局	・昨年度は受診勧奨の通知は出していたが、再度訪問や電話での勧奨があまりで きなかった。今年度は訪問もしながら、勧奨等を行っているところ。
(意見)	・ COPD はほとんどが喫煙者。喫煙率を下げなければ COPD は減らない。禁煙 対策を計画に盛り込んでほしい。
事務局	・ 倉吉市いきいき健康・食育推進計画の中で、喫煙対策については煙草の害を情 報提供しながら市民への周知、啓発等を行っている。 ・ 啓発事業については、データヘルス計画の P99～100 にあるように啓発チラシ の配布や市報を活用して、市民の方に広く周知を図っていく。
議長	・ 企業に対して（喫煙に関する）啓発事業はないか。
事務局	・ 禁煙については県と協力しながら、啓発を行う。 ・ 健康増進法の改正で、平成 32 年 4 月からは企業も法が適用になる。それまで に法に基づいてどういう体制を取るのか、周知を図っていく。それが国や地方公 共団体の責務になる。
議長	・ データヘルス計画についての説明は。主旨や活用方法など。
事務局	・ 効果効率的な保健事業の実施について、医療費分析を行い、 PDCA で回して いく。 ・ 国が計画の策定を推奨。900 万円の補助金を活用して保健事業を実施していく。 ・ PDCA で活用していく。計画は倉吉市のホームページに掲載する。
議長	・ 値打ちのあるものだから知らしめていくべき。後段の地域分析は有効。地域に 広く周知していくことを考えてほしい。健康づくり推進委員会で見て、なんらかの 利用方法を考えても良いと思う。
事務局	(2) 倉吉市国民健康保険条例の一部改正について ・ 国民健康保険法等一部改正令に伴う条例改正案 国民健康保険法一部改正令に伴う施行規則改正案 について説明
議長	・ 国の改正で定型的に改正したものでしょう。
事務局	・ そのとおりです。
(質疑)	特になし
事務局	(3) 平成31年度予算（案）について ・ 平成 31 年度予算（案）について説明
(質疑)	特になし
事務局	【日程 6 報告事項】 (1) 平成 30 年度国保事業特別会計決算見込 ・ 平成 30 年度国保事業特別会計決算見込について説明
(質疑)	・ 総務費が増加した理由を教えてください。
事務局	・ 基金が約 120 百万円の増、国県返還金が 60 百万円予算化していたが約 25 百万

円の減になり、その差額が約 96 百万円の補正となった。

- 事務局
(質疑)
- (2) 保険証等について
- ・保険証等についてについて説明
- 特になし

【日程 7 その他】

- 事務局
議長
事務局
(意見)
(意見)
議長
- (1) 国民健康保険の賦課方式等について
- ・国民健康保険の賦課方式等について説明
 - ・他の自治体の動きはどうか。
 - ・今年度から鳥取市、境港市が 3 方式に。大山町が検討をはじめたと聞いている。
 - ・収入は年金しかなくても、固定資産税は課税される。苦しいところにもってきて、4 方式だとまた負担をしなければならない。住んでいる家も年数が経つと修繕にも費用が掛かる。固定資産を持っていれば裕福ということには今後ますます当てはまらないと思っている。若い人は固定資産を持たないから負担が少ない。その辺りも考慮してほしい。
 - ・農家は農地があり、そこから農業収入を得ている。その分年金は少し。所得割がかかり、ほぼ満額を負担している。みな苦しいのではないか。
 - ・制度維持に係る根本の問題で、時間を十分に掛けて、足らなければ回数を増やしてでも検討していきたい。次世代にかかることなので次回以降じっくり議論を深めたい。
- そのほかなければ本日はこれで終了とします。

【日程 8 閉会】